

交通事故相談の日程変更のお知らせ

各区役所市民相談室で実施しております交通事故相談は、都合により、3月31日まで次の日程で実施いたします。

市政だより等で広報しております内容と一部異なるものもあり、ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

	2月	3月
中央区	火(3時まで)・水・金 *23日(水)はお休み	水・金
花見川区	22日(火)	火(3時まで)
稲毛区	23日(水)	水
若葉区	月・木	月・木
緑区	火・木・金(3時まで) *22日(火)はお休み	火・木
美浜区	月・水	月・金(3時まで)

ご不明な点は、市民総務課または区役所地域振興課相談係までお問い合わせください。

平成23年2月14日

市民部市民総務課

電話 043-245-5156